

農地法の許可申請受付〆切日は毎月10日です。

潮来農委だより

第82号

発行者 潮来市農業委員会
編集者 広報委員会
TEL 63-1111
内線 270・272



イモ苗植え・イモ掘り体験学習圃場の管理作業

◆ 主な内容 ◆

- ◇令和5年度の最適化活動の目標の設定等、他…………… P. 2
- ◇農地の適正な管理、他…………… P. 3
- ◇農地パトロールについて、他…………… P. 4
- ◇遊休農地の再生について…………… P. 5
- ◇農業委員会活動報告、他…………… P. 6

令和5年度最適化活動の目標の設定等

農林水産省経営局長からの「農業委員会による最適化活動の推進等について」の通知に基づき、下記のとおり「最適化活動の目標の設定等」を策定しましたので公表いたします。

1. 最適化活動の成果目標

①農地の集積（認定農業者等の担い手への）

現 状 (5年4月1日現在)	管内の農地面積 (A)	これまでの集積面積	集 積 率
	2,070 ha	563.5 ha	27.2 %
目 標	今年度の新規集積面積 今年度末の集積面積	40 ha 603.5ha (今年度末の集積率 29.2%)	

②遊休農地の解消

現 状 (5年4月1日現在)	1号遊休農地面積（再生可能な農地）		8.7ha
	緑区分の遊休農地面積（荒廃が進んでいない）		7.2ha
	黄区分の遊休農地面積（荒廃がやや進んでいる）		1.5ha
目 標	緑区分の遊休農地解消目標面積		1.6ha
	黄区分の遊休農地については、解消に向けた工程表を今後策定する。		

③新規参入の促進

新規参入の状況	令和4年度新規参入者数	新規参入者が取得した農地面積
	0 経営体	0 ha
目 標	新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積	3.9 ha

2. 最適化活動の活動目標

①推進委員等が最適化活動を行う日数目標

一人当たりの活動日数	7 日/月	最適化活動を行う農業委員の人数	12人
		農地利用最適化推進委員の人数	6人

②活動強化月間の設定目標

取組時期	取組事項	強化月間の内容
9月～10月	遊休農地の解消	農地パトロールを強化し、遊休農地の解消、発生防止に努める。
11月～12月	農地の集積	農地を貸したい意向のある農家を訪問をし、担い手農家への農地の集積を推進する。
1月～2月	農地の集積	担い手農家を戸別訪問して、経営内容の実態を把握し、農地中間管理事業を利用して農地の集約化・集団化に努める。

③新規参入相談会への参加目標

新規参入相談会への参加回数	1 回
---------------	-----

農業委員会総会日程

農地法の許可申請等は、毎月次の日程で行われています。

締 切 日 毎月10日

農地農政相談日 随 時

現地調査日 毎月17日

総 会 日 毎月25日

※土曜・日曜・祭日等と重なるときは、変更になります。

■議案審査の状況を公表します。

期間：令和5年1月～令和5年6月
農業委員会定例会における議案審査の件数は下記のとおりです。

審 査 項 目	1月	2月	3月	4月	5月	6月
農地法第3条 (農地のままでの権利の移転)	1件	2件	2件	4件	1件	6件
農地法第4条(自己転用)				1件		
農地法第5条 (権利の移転を伴う転用)	3件	1件	1件			
利用権の設定 (農地中間管理事業も含む)	22件	27件	58件	11件	17件	7件
農地の現況確認証明		1件		4件		1件
その他		1件	4件		1件	2件

農地の適正な管理をお願いします。

「農地について所有権または賃借権その他の使用および収益を目的とする権利を有する者は、当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようにしなければならない」と農地法に責務規定が設けられています。

最近、担い手の高齢化等により、耕作されない農地が年々増加しています。長い間耕作しないと、立木等が繁茂し、農地に復元するのに多大な労力を要します。また、農地が荒廃化すると、ゴミの不法投棄、病害虫の発生等、周辺農地や近隣住民の方に多大な迷惑がかかります。

(最近、遊休農地における草刈等の苦情が多くなってきています。)

所有者の方におかれましては、耕起、草刈等の適正な管理をお願いいたします。

農地を相続したら、農業委員会に届出が必要です！

平成21年12月15日の農地法の一部改正により、相続等で農地の権利を取得した者は、農業委員会にその旨を届出することが義務付けられました。

届出の書類

- ・農地法第3条の3第1項の規定による届出書
(農地の相続等の届出書)
- ・相続登記済みの登記簿謄本など、相続したことの確認できる書面

届出の期限

- ・農地所有者の死亡を知った日から10カ月以内

届出者

- ・相続、遺産分割で取得した方
- ・時効取得した方
- ・法人の合併、分割等により取得した方

届出先

- ・相続した農地の所在する農業委員会

※法務局への相続登記完了後の提出となります。

農地の無断転用をなくしましょう！

○農地転用とは

農地に住宅の建築を行ったり、駐車場や資材置き場などにしたりと、農地を耕作以外の用途に変更することです。

○許可(届出)が必要です

農地転用をするには、農地法第4条又は第5条の許可が必要です。一時的に農地を駐車場などに転用する場合も許可が必要です。ただし、市街化区域内の農地はあらかじめ農業委員会に届出を行えば許可の手続きは要しないことになっています。

○無断で転用できません

農地を無断許可で転用した場合には、所有権移転などの権利や設定の効力が生じません。登記もできません。さらに、農地法に違反する転用となるので、原状回復命令を受けたり、罰則が課せられることもあります。

○工事発生土について

工事発生土での農地改良トラブルは、土地所有者である「あなた」が解決しなければなりません。使用する土が良質かどうか必ず確認しましょう。

※農地転用をお考えの方は、事前にご相談のうえ、手続きを行いましょう。

農地利用状況調査(農地パトロール)にご協力ください

遊休農地や違反転用の状況を把握し、発生を防止するため、毎年1回、市内全域の農地を対象に農地の利用状況調査(農地パトロール)を実施します。

農業委員会では、令和5年度においても、9月26日～10月5日にかけて計画しています。調査の際には、農業委員、農地利用最適化推進委員、事務局職員等が、農地に立ち入ることがありますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

なお、調査の結果、遊休農地を把握したときは、所有者等に対し「利用意向調査」を実施して、利用可能な農地につきましては、農地中間管理事業等を活用して担い手農家へ集積し、農地の有効利用を促進していくことになります。



農業者年金で安心して豊かな老後を!

農業者年金へは、次の要件を満たす方ならどなたでも加入できます。

年間60日以上
農業に従事

国民年金第1号
被保険者
国民年金保険料納付免除者を除く

65歳未満
60歳以上は、国民年金の
任意加入被保険者

- 老後の備えは国民年金プラス農業者年金が基本です。
- あなたの老後生活への備えは十分ですか?

※1 農業者年金に加入される方は、国民年金の付加年金(付加年金保険料月額400円)への加入が必要です。
※2 農業者年金と国民年金基金(旧みどり年金を含む)及び個人型確定拠出年金(イデコ)とは重複加入できませんのでご注意ください。

【お問い合わせ先】 潮来市農業委員会 (TEL: 0299-63-1111 内線 270, 272)

◆全国農業新聞◆

全国農業新聞は、地域農業者の代表機関である農業委員会ネットワークが発行する週刊の農業総合専門紙です。1週間の農政の動きをコンパクトに伝え、重要なニュースは深く掘り下げて伝えています。

わが国の農業・農政が大きな変革に局面を迎えているなかで、これからの農業経営に情報収集はなによりも不可欠です。全国農業新聞は、農業政策の動向や現場で役立つ栽培技術・流通の情報、魅力的な農家の取り組みなどを幅広く伝え、担い手の経営発展に役立つ新聞として高い評価を得ています。

ぜひ、全国農業新聞から「情報という肥料」を吸収しましょう。

発行日 / 毎週金曜日 購読料 / 月700円

お申し込みは、農業委員会へご連絡ください(☎ 63-1111 内線 270・272)

遊休農地(荒廃農地)の再生(解消)について

農業委員 石 神 一 徳

最近、遊休農地(荒廃農地)が増加している中、少しでも作付け可能な農地に戻していきたいという気持ちから、地元である茂木地区の再生(解消)作業に取り組みました。

地区内においても、長年耕作をされず荒廃が進んでいる畑が増えてきており、手始めに自宅近くの10aの畑(長年耕作されず荒廃が進んでいた)を選定し、所有者に利用意向の確認をしたところ、貸したいという意向がありました。次に、近隣を耕作している担い手に借り受けて耕作できるか確認をしたところ、再生ができれば借りたいという意向でしたので、令和5年1月から、再生作業(解消)を開始しました。重機を所有しているので、自分で少しずつ草刈、樹木の伐採、抜根、天地返しを行い、3月には整地が終了し畑に再生することができました。その後、担い手の方が甘藷を作付けしています。

作業後、貸し手の方、借り手の方、隣接地の方から大変喜ばれています。

今後も、遊休農地が減少するよう取り組んでいきたいと思えます。

荒廃農地を開墾し再生することによって、以下の効果が現れました。

1. 不法投棄が無くなりました。
2. 非常に景観もよくなりました。
3. 防犯上安全になりました。
4. 遊休農地+再生農地が集約することができました。

約30年放置された荒廃農地



樹木の伐採、抜根、除草、天地返し



甘藷作付け完了



農業委員会活動報告(前期分)

1月16日	農政部会・推進委員会議	5月16日	農業委員会会長・事務局長会議 (水戸市)
17日	農地部会	17日	農地部会
24日	1月定例総会	24日	5月定例総会
26日	農業委員会会長研修会	30日	全国農業委員会会長大会(東京都)
	茨城県農政活動推進本部第113回 代議員総会		農業委員会行方地域協議会理事會
	新春農政懇談会	31日	耕作放棄地解消事業(いも苗植 え体験学習)
2月16日	農政部会・推進委員会議		潮来小学校・あやめこども園
	農作業標準賃金協議会	6月16日	広報委員会
	(書面協議)		農政部会・推進委員会議
17日	農地部会	19日	農地部会
24日	2月定例総会	26日	広報委員会
3月15日	農政部会・推進委員会議		6月定例総会
17日	農地部会	29日	茨城県農業会議総会(水戸市)
20日	農業委員会行方地域協議会理事會	7月4日	農業委員会行方地域協議会視察 研修(東京都 他)
24日	3月定例総会		行方地域農業改良推進協議会通 常総会(行方市)
4月14日	農業委員会行方地域協議会総会	5日	行方地域農業改良推進協議会通 常総会(行方市)
17日	農地部会	10日	霞ヶ浦・北浦治水利水環境促進 同盟会通常総会(行方市)
18日	農政部会・推進委員会議	12日	広報委員会
25日	4月定例総会	18日	農地部会
5月6日	道の駅環境整備ボランティア (プースの植栽準備)	19日	農政部会・推進委員会議
13日	道の駅環境整備ボランティア (プースの植栽)	25日	7月定例総会
15日	農政部会・推進委員会議	26日	潮来市総合計画審議会

イモ苗植えを体験学習 —耕作放棄地解消事業—

5月31日に、潮来小学校の1・2年生71名、あやめこども園の園児17名を招いてイモ苗植えを体験してもらいました。

1年生と園児の交流がもてるようにグループ分けをし、互いに助け合いながら活動することができました。2年生は、昨年も体験しているので、スムーズに苗植えを実施することができました。

今回は、『シルクスweet』『紅はるか』『すずほっくり』『ひめあやか』の4種類のイモ苗を植えました。10月には、イモ掘り体験をする予定です。



編集後記

令和四年四月から農業委員になり、農業委員会の方々からご指導をいただきながら、多くのことを学んでおります。

潮来市の農業のあり方、これからの農業などについて深く考えさせられています。農家は、自分たちの生産物に自信を持ち提供するだけでなく、アピールして、消費者に理解してもらうことが大切だと思います。

五月十三日、「道の駅いたこ」の花壇にポラソニアの方々と花を植えました。太陽の光を浴び、土の栄養を十分に吸収して綺麗に咲いている花たちを見てみると、心が和みます。

五月三十一日に潮来小学校の1・2年生とあやめこども園の子どもたちとの苗植えを行い、生き生きとした子どもたちを見ることが出来ました。皆、笑顔で嬉しそうでした。秋の収穫には、また子どもたちの笑顔を見ることが出来ると思います。とても楽しみです。

この笑顔を絶やさないためにも、世界が平和でありますように。

広報委員 遠峰 喜久栄

◆広報委員会◆

- 委員長 高品 二美代
- 副委員長 石神 一徳
- 委員 遠峰 喜久栄
- 委員 服部 吉益
- 委員 鬼澤 淳一